

## パブリックコメントの実施結果について

### 豊丘村農業・農山村振興条例（案）に対するパブリックコメントのご意見及び回答

○実施期間：令和5年1月16日（月）から令和5年2月5日（日）まで 21日間

○受付人数（ご意見の数）：5人（29件）

番号	ご意見の要旨	回答
1	【全体】農業・農山村は、食料を生み出すばかりではなく環境保全といった極めて重要な役割を担っている。人類の生命に不可欠な分野であるが故に、名称を「基本条例」とすべきと考える。	本条例は理念的な事項に加え、計画策定や基本的な施策を盛り込んでおりますが、農業及び農山村が将来にわたって「持続的に発展」することを目指すこととしていますので「振興条例」とさせていただきます。
2	【全体】下段、中段、上段で地域の特性が異なるため、特性に応じた施策を入れた方が良い。	本条例は村の目指す方向を示しているため、地域別の施策等についてはありませんが、基本計画の策定、事業を実施していく際にご意見として参考とさせていただきます。
3	【全体】農業は生産者だけでは成り立たないため、消費者や観光客に触れた条文があっても良いのではないかと考える。	本条例は村の目指す方向を示しているため、消費者や観光客等への施策等についてはありませんが、基本計画の策定、事業を実施していく際にご意見として参考とさせていただきます。
4	【全体】安心と安全とは異なる内容であり、「より安全で安心な」といった使い方が良い。絶対の安全は存在しないはずで、セットの文言とするのは問題だと考える。	ご意見を踏まえ、分かりやすい表現に変更します。
5	【全体】「村」は豊丘村を略すと前文にあるが、「行政を推進する村」の意味合いで使われていると受け取れる条文（第9・10条）があり、使い分けが必要。	ご意見を踏まえ、わかりやすい表現とするため、豊丘村を示すものを「本村」、行政を推進する村を示すものを「村」とします。
6	【全体】「地域」との文言があるが、どのようなエリアを想定しているのかわからない。「村」や「村や地域」に使い分けが必要。	ご意見を踏まえ、分かりやすい表現に変更します。

番号	ご意見の要旨	回答
7	<p>【前文】前文は「これまで」「現状と課題」「農業・農山村の価値」「これから」「条例制定の趣旨」の順に記されているが、すっきりさせた方がよい。また、農業生産基盤の老朽化とはどのような具体的状況をさしているのか。以下のとおり修正を願う。</p> <p>豊丘村(以下、「村」とする)の農業及び農山村は、生命の源となる農林産物を生産し、村や地域の食料の供給に重要な役割を果たし、村の産業、経済を支えてきた。そこでは、豊かな自然と共生し、四季折々の美しい景観を守りながら、果樹・野菜・米や畜産などの収益性の高い農畜産物を高品質に生産する技術を向上させてきた。</p> <p>しかしながら、近年、農産物価格の低迷、生産コストの上昇による農業所得の減少、農業生産基盤の荒廃化など、農業経営を取り巻く環境は厳しさを増している。加えて、農業従事者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加、野生鳥獣による被害の拡大などにより、農業経営や技術の伝承はもとより、農山村の存続までもが危ぶまれている。</p> <p>他方では、食の安全や自然環境の保全に国民の関心が高まっており、有機野菜をはじめとする付加価値の高い農産物の需要の拡大、環境と調和した持続的な農業基盤の再整備など、農業のあり方は転換期を迎えている。同時に、農山村は国土や自然環境の保全など多面的な機能を有しており、国民生活に果たす役割の重要性も見つめ直されている。</p> <p>こうした現状に鑑み、村の財産である農業及び農山村が将来にわたって持続されていくよう、農業者のみならず全ての村民がその重要性を認識し、村・農業者・農業団体・事業者及び村民が協働して、農業を村の基幹産業として育みながら、魅力ある農業及び農山村の進むべき道を明らかにするため、本条例を制定する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり下記のとおり修正します。また、農業生産基盤とは、田畑・水路・農道などの土地や施設を指しており、特に施設面の老朽化が顕著であることから課題としておりますのでご理解をお願いします。</p> <p>本村の農業及び農山村は、生命の源となる農林産物を生産し、村や地域の食料の供給に重要な役割を果たし、本村の産業、経済を支えてきた。そこでは、豊かな自然と共生し、四季折々の美しい景観を守りながら、果樹・野菜・米や畜産などの収益性の高い農畜産物を高品質に生産する技術を向上させてきた。また、村木の赤松の山林からは品質、量とも日本一とうたわれる松茸が収穫され、本村にとってかけがえのない財産である。</p> <p>しかしながら、近年では、農産物価格の低迷や生産コストの上昇による農業所得の減少、農業生産基盤の老朽化など、農業経営を取り巻く環境は厳しさを増している。加えて、農業従事者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加、野生鳥獣による被害の拡大などにより、農業経営や技術の伝承はもとより、農山村の存続までもが危ぶまれている。</p> <p>他方では、食の安全や自然環境の保全に対する国民の関心が高まっており、有機野菜をはじめとする付加価値の高い農産物の需要の拡大、環境と調和し、持続的な発展を目指す農業生産基盤の再整備など、農業のあり方は転換期を迎えている。同時に、農山村は国土や自然環境の保全など多面的な機能を有しており、国民生活に果たす役割の重要性も見つめ直されている。</p> <p>こうした状況に鑑み、より安全で安心な農産物が安定的に生産・供給され、村の財産である農業及び農山村が将来にわたって持続されるよう、農業者のみならず全ての村民がその重要性を認識し、村・農業者・農業団体・事業者及び村民が協働して、農業を村の基幹産業として育みながら、魅力ある農業及び農山村の進むべき道を明らかにするため、本条例を制定する。</p>
8	<p>【第1条】一文になっておりわかりにくい。「多面的な機能の「めぐみ」」とあるが、馴染みがない表現だ。下記のとおり修正を願う。</p> <p>本条例は、村の農業及び農山村に関する施策の基本理念を定め、村・農業者・農業団体・事業者及び村民の責務と役割を明らかにし、農業及び農山村に関する施策が総合的かつ計画的に推進され、持続的な発展と健康で豊かな村民生活の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり分かりやすい表現に変更します。</p> <p>この条例は、農業及び農山村が有する多面的な機能の恩恵を広く国民が享受していることや、生命の源となる農林産物を生産し、地域の食の供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、農業及び農山村に関する施策の基本理念を定め、村、農業者、農業団体、事業者及び村民の責務と役割を明らかにし、農業及び農山村に関する施策を総合的かつ計画的に推進され、持続的な発展と健康で豊かな村民生活の実現に寄与することを目的とする。</p>

番号	ご意見の要旨	回 答
9	【第2条】「国土の保全、水源涵養、良好な～」→「国土の保全、生態系サービスの維持・向上、水源涵養、良好な～」に変更願う。	多面的機能は「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）第3条に定義されており、それを引用していますので、原文とおりとします。
10	【第2条】「用語の意義は～」とあるが、「意義」という文言に違和感がある。	「用語の意義」という言葉の意味は、「言葉の意味」として多くの法律、条例等に用いられていますので、原文とおりとします。
11	【第3条】収益性の向上を追及することを否定しないが、水稻、麦類、雑穀等は、収益性は低い食の重要な部分及び土壌改良に貢献しており、その栽培拡大を忘れてはならないと考える。そのような表現の追記を求める。	ご意見のとおり課題と認識しており、同条第1項「自然環境と調和した、安心・安全な農林産物が安定的に生産・供給される」に含まれる内容と考えます。原文とおりとし、基本計画の策定、事業を実施していく際にご意見として参考とさせていただきます。
12	【第3条】農山村特有の風景を守るため、むやみに開発行為を行わないような文言を記載してはどうか。	ご意見のとおり課題と認識しており、同条第2項「農業及び農山村の有する多面的機能が、将来にわたって適切かつ十分に発揮される」に含まれる内容と考えます。原文とおりとし、基本計画の策定、事業を実施していく際にご意見として参考とさせていただきます。
13	<p>【第3条】文末が「図らなければならない。」になっていることに違和感があり、下記のとおり修正を願う。</p> <p>第3条 農業は、村の特性を活用して安定的に農産物を生産しながら、収益性の高い安定した農業経営が確立され、多様な主体が担い手として確保され、村の基幹産業として将来にわたって持続的で健全な発展を図るものとする。</p> <p>2 農山村は、農林業、日常生活、地域コミュニティなどを持続的に発展させる基盤であり、農業及び農山村の有する多面的機能が村民共有の財産として、将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようその振興を図るものとする。</p> <p>3 食は、健康で豊かな生活を支える営みであり、食の重要性について村民の理解と関心を深められ、村で生産・供給された農産物の地産地消が促進され、村及び地域特有の食文化の継承を図るものとする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>第3条 農業は、本村の特性を活用した収益性の高い、安定的な農業経営が確立されるとともに、多様な主体が農業の担い手として確保され、将来にわたって農業が持続的に営まれるよう、その振興を図るものとする。また、自然環境に調和した、より安全で安心な農林産物が安定的に生産・供給されるよう、農業の健全な発展を図るものとする。</p> <p>2 農山村は、農林業、生活、地域コミュニティなどを持続的に発展させる基盤であり、農業及び農山村の有する多面的機能が村民共有の財産であることを認識し、その機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、その振興を図るものとする。</p> <p>3 食は、健康で豊かな生活を支えるものであることに鑑み、食の重要性に対する村民の理解と関心を深め、地域で生産・供給される農林産物の地産地消を促進するとともに、地域特有の食文化の継承を図るものとする。</p>
14	【第4～6条】文末が「実施するものとする。」「努めるものとする。」となっていて、責務としては弱い言い回しのように思える。	村、農業者、農業団体は「責務」を有することとしており、事業者、村民の「役割」より積極的に関与すべき位置づけとしていますので、原文とおりとします。
15	【第4～8条】「責務」「努めるものとする」という文言は行動縛るイメージ。「責務」の意味があいまいで何をするのか等が分からず、結局「守れなくても仕方がない」となる懸念がある。	「行動の方針」として表記していますのでご理解願います。また、「責務」「役割」の内容については、基本方針や基本計画により示されますのでご理解願います。

番号	ご意見の要旨	回 答
16	<p>【第9条】基本方針というより基本計画策定するための観点のように感じるため下記のとおり修正を願う。</p> <p>村は基本理念に沿って、次に掲げる事項に関する施策を有機的な連携を図りつつ、総合的、計画的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 担い手の確保、育成に関すること</li> <li>2 生産基盤、生活環境の向上に関すること</li> <li>3 地産地消に関すること</li> <li>4 その他 農業・農山村振興に関わること</li> </ol>	<p>基本的な考え方を明らかにするため、具体的な表現を用いていますので、ご理解願います。</p>
17	<p>【第9条】下記のとおり項の追加を願う。</p> <p>「小規模農家、家族経営農業、伝統的な結いによる農業形態などの価値の見直しを行なって維持を図り、地域の発展につなげる。」</p>	<p>同条第1項の施策の基本方針に含まれるものと考えます。ご意見のとおり、小規模農家等の多様な担い手の確保は重要な取り組みと認識しています。基本計画を策定、施策を実施していく上でご意見として参考とさせていただきます。</p>
18	<p>【第9条】下記のとおり項の追加を願う。</p> <p>「消えかけている伝統野菜（果樹）の種苗、作り方を掘り起こし、その維持・発展に努める。また、野草、野の花、山菜などの栽培・産業化もできる限り押し進める。」</p>	<p>同条第2項の施策の基本方針に含まれるものと考えます。地域の食文化を守り、活用していくことは有効な取り組みと認識しています。基本計画を策定、施策を実施していく上でご意見として参考とさせていただきます。</p>
19	<p>【第9条 第3項】「～農業者の育成及び確保を図る。」→「～農業者の育成及び確保を図る。また、スマート農業、有機農業など新しい技術や経営方法を積極的に取り入れ生かす。」に変更願う。</p>	<p>スマート農業や有機農業の推進については重要な取り組みと認識しています。基本計画を策定、施策を実施していく上でご意見として参考とさせていただきます。</p>
20	<p>【第9条 第4項】「～多面的機能の保全及び発揮を図る。」→「～多面的機能の保全及び発揮を図る。その際、農業の振興だけでなく、村の自然環境がこれ以上劣化しないようにその保全にも十分に配慮する。」に変更願う。</p>	<p>同項「多面的機能の保全及び発揮を図る」に含まれる内容と考えますので、原文とおりとします。</p>
21	<p>【第9条第6項】「～農地の有効利用を図るとともに、遊休農地の解消を図る。」→「～農地の有効利用を図るとともに、実態に応じ遊休農地の転換や解消を図る。」に変更願う。</p>	<p>地域計画（人・農地プラン）の策定において、農業上の利用をする農用地と粗放的管理をする農用地にゾーニングを行うこととなっており、それにより遊休農地の発生防止・解消を目指すこととしています。ご意見を踏まえ「遊休農地の発生防止と解消を図る」に修正します。</p>
22	<p>【第9条第8項】「～農業を核とした地域産業の創出を図る。」→「～農業を核とした地域産業の創出を図る。特に、果樹、野菜、花栽培などで観光産業的な要素も積極的に取り入れていく。立地条件により農地を転換し、レクリエーション的な自然を楽しむ公園作りなどの利活用も考える。」に変更願う。</p>	<p>観光的視点をもって農用地の利活用を図ることは有効な取り組みと認識しています。基本計画を策定、施策を実施していく上でご意見として参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見の要旨	回答
23	<p>【第9条第9項】「～供給する体制の構築を図る。」→「～供給する体制の構築を図る。また、地産地消を原則として、都市などの大きな市場とのつながりも太くし、農産物の生産から販売までの流通過程を充実させる。」に変更願う。</p>	<p>農林産物の販路の拡大は、農業経営の高収益化を図るため重要な取り組みと認識しています。基本計画を策定、施策を実施していく上でご意見として参考とさせていただきます。</p>
24	<p>【第9条第11項】現代の情勢に沿って、環境に配慮し、安全安心に食することができる有機農業の推進をするため、「環境保全型農業の推進を図る。」を「有機農業をはじめとした環境保全型農業の推進を図る。」へ変更願う。</p>	
25	<p>【第9条第11項】農薬及び肥料の適正な使用とあるが、我が国における農薬の残留基準は諸外国、特にEU諸国等に比べ甘すぎる（ネオニコチノイド系農薬の使用を禁止している国も増えている）。適正という表現では食の安全は守れない。人間のみならず、多様な生態系の保全という観点からも、危険な農薬等（ネオニコチノイド系、グリホサート系除草剤等）の使用を止め、ほかの化学農薬使用も極力減らしていく方向を目指すべきである。また、農業の土台である土壌についても、より安全な「土」づくりを目指す方向…有機農業の拡大も目指すべきである。我が国農政の基本方向について、農水省が掲げている「みどりの食料システム戦略」には多くの批判もあるが、少なくとも化学農薬50%減、有機農業農地25%を目指しており、本村としても有機農業の拡大を目指すことも条例で表現すべきと考える。さらに、今日の世界情勢（円安、ウクライナ問題等）から、化学合成肥料の価格高騰が農業経営を圧迫している。この点からも、地域内になる有機資材を活用した土づくりの取り組みを強力的に支援、推進すべきである。具体的には村、JA等の指導を望む。</p>	<p>「みどりの食料システム戦略」では2050年までに有機農業取組面積を25%に拡大させるとしており、村においても取り組みを推進することが求められています。ご意見を踏まえ「有機農業」を強調する表現とするよう「有機農業をはじめとした環境保全型農業の推進を図る。」に修正します。</p>
26	<p>【第9条第11項】「農薬及び肥料の適正な使用や有機物資源の有効利用による土づくり等に基づく、環境保全型農業の推進を図る。」→「人間を含めた生き物に悪影響を及ぼす化学農薬・化学肥料・除草剤などの使用を減らしたり、有機物資源の有効利用による土づくりを行ったりして、自然の仕組みに配慮した環境保全型農業を推進する。」</p>	<p>同項「農薬及び肥料の適正な使用」に含まれる内容と考えますので、原文とおりとします。ご意見については大切な取り組みと認識していますので、基本計画を策定、施策を実施していく上でご意見として参考とさせていただきます。</p>

番号	ご意見の要旨	回 答
27	<p>【第10条】2項、3項は基本計画の見直しに関することであり、第11条として分離した方が良い。下記のとおり修正を願う。</p> <p>(基本計画)</p> <p>第10条 村は、前条の基本方針に基づき、農業及び農山村の振興に関する基本計画を総合的、計画的に施策を策定するものとする。</p> <p>2 村は、基本計画を定めるとともに、村民に公表しなければならない。</p> <p>(基本計画の見直し)</p> <p>第11条 村は、前条の規定により策定した基本計画について、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>2 村は、基本計画の策定及び見直しに当たっては、農業者・農業団体・事業者及び村民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり分かりやすい表現に変更します。</p> <p>第10条 村は、前条に規定する基本方針に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、農業及び農山村の振興に関する計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>2 村は、基本計画の策定に当たっては、農業者、農業団体、事業者及び村民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 村は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。</p> <p>4 村は、第1項の規定により策定した基本計画について、必要に応じ見直しを行うものとする。</p> <p>5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。</p>
28	<p>【第10条】地域内で生産される安全な食料を地域内で消費する地産地消の観点からも、村民の農業や食に対する理解を深めることは極めて大切である。同時に、このことをより実効性あるものとするためにも、学校教育の現場での取り組みの必要性は大きい。学校教育において「食育」「農」の大切な役割を学ぶことは重要と考える。</p>	<p>ご意見のとおり学校教育における「食育」「農の役割」を学ぶことは重要な取り組みと認識しています。基本計画を策定、施策を実施していく上でご意見として参考とさせていただきます。</p>
29	<p>【第11条】名称を「豊丘村農業・農山村振興懇談会（略して農振懇）」としたほうが本条例に関わる懇談会であることがはっきりするのではないかと。また、3項に「豊丘村農業・農山村振興懇談会設置要綱を別途定める」の文言が挿入されたほうが良い。</p>	<p>ご意見を踏まえ懇談会の名称について検討します。設置要綱については、第13条（委任）「この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。」に含まれますのでご理解願います。</p>